

寄稿

中国改革・開放の 成果と限界



拓殖大学

学長 渡 辺 利 夫

〈要 約〉

- 集権的統制経済から市場経済への移行は歴史的先例のない試みであり、中国には事前に設定された政策的シナリオは与えられていなかった。それゆえ中国は漸進主義的かつ実験主義的な方式を採用せざるを得なかつたのだが、結果としては、これにより大きな経済的成果を手にすることことができた。
- しかし漸進主義的改革は、既得権益者の抵抗を排するために彼らの利益を守りながら進められ、そのために改革の「罠」に陥ってしまった。国有企業ならびに四大商業銀行に株式制を導入したものの、国家株がマジョリティを握っているために、コーポレートガバナンスの確立はなお今後の課題として残されている。
- 国有企業の戦略的再編により、再編された国有企業が政府の手厚い保護の下で独占・寡占化しつつあり、新しい「官僚資本」として中国経済に君臨している。
- 地方政府の「官僚資本」化も著しく、地方政府・開発業者・投機筋が結託して形成された利益共同体が、中央政府の指令を無視して野放図な投資拡大に走っている。
- 中国は大国であるにもかかわらず、外国企業を大規模に導入し、これに輸出を担わせて「加工貿易」型の成長を展開してきた。そのために中国に残る付加価値は小さく、何より民族企業の発展が阻止された。
- 2000年代に入って中国は投資主導の経済成長を図ってきたが、投資が生産力化して大量の消費財市場に溢れるならば、これを支える購買力が不足し、深刻なデフレの発生が懸念される。
- 成長パターンの、消費を中心とした内需主導型への転換が求められるが、所得再分配機構が不十分であり、貧困層が再生産されており、国内市場が成熟せず、それゆえ内需が成長を支える要因とはなりにくい。
- 中国は低所得社会にありながら、少子高齢化が顕著な速度で進んでおり、これに対応する社会的負担に中国が耐えられるのか危ぶまれる。高所得社会への移行のために中国に残されている時間は意外にも少ない。

はじめに

1978年末、中国共産党第11期第3回中央委員会総会で、時の最高実力者鄧小平氏によって提起され決議された「改革開放」から、はや30年が経った。この30年間の中国経済の成果と課題について論じておくことは、意義あることであろうと思われる所以、このことに対する筆者の評価を、以下、記しておこうと思う。

I 漸進主義的改革

中国の改革開放は、漸進主義的な方式で進められてきた。集権的統制経済から市場経済への移行は、歴史的先例のない試みであり、いかなる手段と工程表にしたがって改革開放を進めるかについての「ア・プリオリ」（事前に設定された）なシナリオは存在しなかった。それゆえ中国の改革開放は、手探りの実験の積み上げであった。漸進主義というより実験主義といった方が正しいのかも知れない。

鄧小平氏は上述した会議において「思想を解放し、实事求是の態度をとり、一致団結して前向きの姿勢をとろう」というタイトルの報告を行い、次のように述べた。

「全国の統一的な案が出されるまでは、まず局所で手をつけ、個々の業種でやってみてから一歩一歩押し広めていけばよい。中央の各部門は、このようにして試験的にやってみることを許可し、奨励すべきである。試行の段階では、さまざまな矛盾が出てくるから、それをいちはやく発見し、克服しなければならない。このようにしてこそ、かなり速い進歩を遂げることができるのである」（『鄧小平文選－1975～82年』

東方書店、1983年）。

鄧小平氏によって開始された、農業生産責任制の採用にせよ、国営企業への経営自主権の許容にせよ、廣東・福建省への「特殊政策・弾力措置」の採用にせよ、経済特別区・開放区の設置にせよ、はたまた証券市場の開設にせよ、不動産市場の認知にせよ、これらすべては実験主義の成果であった。ある単位、地方で初步的な試みを開始させ、これが別のある単位、地方でも有効であることが確認され、その有効性が誰の眼にも明らかになった時点で、それらの試みを法制的に「追認」し、これを全土に普及・拡大していくことうとい、そういう実験主義が鄧小平氏のものであった。鄧小平氏が去り、最高指導者が江沢民氏、胡錦濤氏へと変わり、改革開放は一層の深化をみせたが、実験主義はなお継続された。

中国経済が幾度かの経済的激変や政治的変動に見舞われながら、ともかくも破綻を免れ、今日の「経済大国」を実現したのは、漸進主義的改革のゆえであったといわねばならない。「冒進」を繰り返した毛沢東の急進主義時代の混沌、グラスノスチ、ペレストロイカを標榜して急進的改革を進めた旧ソ連邦のあの経済的失墜と国家分裂、旧ソ連共産党の解体などを、中国の実績と対比させた場合、後者の成果はいかにも大きいものであった。

II 改革の「罠」

しかし漸進主義的改革には、大きな「罠」がある。問題は、中国がこの罠にはまって市場経済の次の段階への移行が阻止されていることがある。漸進主義的改革とは、「旧体制」の既得権益の侵害を最小限にとどめ、新たに生まれて

くる民営企業などの「新体制」の発展を促し、新体制の発展により旧体制を「溶解」させながら、体制移行を完成させようとするものだ、と定義してよからう。したがって市場経済への移行がなされる過渡期においては、新旧の企業にはそれぞれの経営システム、価格や為替レートなどが適用されるという、いわゆる「双軌制」が存在する。

問題は、温存を許された旧体制が新体制への移行過程で縮小するのではなく、むしろ強固な既得権益と化してしまい、既得権益者が大いなる抵抗者となって体制移行を阻止する危険性があることだ。中国の国有企業の改革史を手短に追うことによって、この「罠」の所在をみておこう。

中国の国有企業改革は、国有企業に経営自主権を付与し、利潤留保を許容する「放権讓利」を、最初は四川省の6つの国有企業を対象に導入することから始まった。1987年からは「経営請負制度」を導入し、国有企業は国務院主管部門から特定年限の自主経営を委任され、上納利潤額・納税額などの達成指標について主管部門と契約するという方式に変わった。目標を達成すれば、留保利潤を国有企業の裁量によって従業員給与や設備投資に充てることが許されるようになった。これをもって「政企分離」(政府主管部門と国有企業の分離)、さらに「両権分離」(所有と経営の分離)が目指された。

1992年の「全民所有制工業企業経営メカニズム転換条例」により、経営請負制はさらに深化した。しかし「放権讓利」も「経営請負制」も「転換条例」も、国有企業のインセンティブメカニズムの改善に多少の寄与はあったものの、国有企業の所有権にまったく手を付けないままに自由裁量権だけを大きくしたために、国有企業に対する外部監督を困難とした。その結果、

経営者や従業員などのインサイダーコントロールを誘発し、国有資産の非合法的な流出というモラルハザードをも頻発させてしまった。

こうした経験を経て、1993年の第14期3中全会では、国有企業改革の目標を「現代的企業制度の確立」として提起した。ここでの画期は、国有企業への株式制の導入が決定されたことである。「両権分離」からさらに進んで、国家と企業との責任の明確化、株主総会・取締役会・監査制度により国有企業経営の監督権の強化が図られたことである。

それにもかかわらず、政府による国有企業への介入はつづき、コーポレートガバナンスは容易に確立されず、インサイダーコントロールもやむことはなかった。株式制は導入されたものの、国家が最大の株主であり、しかも国家所有株の市場流通は許容されなかつた。国家が株式のマジョリティ、近年でもなお70%ほどを掌握しているために、企業利潤極大化よりも行政目標の最大化が優先された。人事や経営への行政介入も頻繁であり、「政企分離」は実現しなかつた。

企業の自由裁量権を拡大し、株式制を導入してなお国有企業のコーポレートガバナンスが欠如し、あまつさえインサイダーコントロールによる国有資産の流出が著しいのはなぜか。「公有制を主体とする」という、保守的なイデオロギー上の呪縛が依然として根強く、所有者は国家でなければならないという基本概念を変えることができないからである。国家の支援・介入を甘受している以上、国有企業はみずからの所有者が国家であるという認識すら薄く、むしろ「所有者不在」であるかのごとくに振る舞うことができる。既得権益者の存続を許容しながらの漸進主義的改革の限界がここにある。

III 「抓大放小」と「戦略的再編」

ここにおいて政府は巨大な数の国有企业群を再編しなければ、企業改革は進捗しないことに改めて思いを致し、1996年3月の全人代で「抓大放小」（大を抓んで小を放つ）のスローガンの下、1996年から2000年までの間に1,000社の大型国有企业の管理を徹底する一方、小型国有企业はこれを思い切って民営化するという挙に出た。次いで1997年9月の第15回党大会では「国有企业の戦略的再編」が決定された。国有企业がその中核を担わねばならない重要な分野（国家安全にかかわる分野、自然独占および寡占産業、公共サービス提供分野、基幹産業とハイテク産業）を除いては、大小を問わずに一挙に国有企业からの退出を迫ったのである。

この「戦略的再編」にともない、鉱工業に占める国有企业のシェアは、会社数、就業者数、売上高のいずれでみても大きく減少した。しかし、注目すべきは、「戦略的再編」後の国有企业の収益額が増加したことである。すなわち鉱工業の税引き後収益に占める国有企业のシェアは1995年の40.7%から2006年の43.5%となった。会社数、就業者数、売上高という目に見える指標では急減しながら、利益総額のみは増加しているのである。要するに政府が重要と考える国有企业の「戦略的再編」であり、特定国有企业の独占・寡占企業としての温存である。

政府は1994年に導入された分税制により中央財政の強化を図り、実際、中央政府財政収入の増加率はGDP成長率よりはるかに高い。その意味で高成長の受益者は何よりも政府である。政府が重点的に育成する「戦略的再編」後の国有企业は財政・金融的支援を受け、税制面や価格面での優遇措置をも与えられて、独占化・寡

占化を進めていった。再編された個々の国有企业の規模は巨大であり、「中国石油天然氣（ペトロチャイナ）」「中国移動（チャイナモバイル）、中国工商銀行などは、2008年6月の株式時価総額でみた世界トップテンの企業に顔を出しているほどである。これらはいずれも株式会社ではあるものの、国家が株式のマジョリティを持って管理・監督に当たっている。

独占・寡占化は競争原理からの後退であり、新たに市場参入しようとする企業にとっての障壁を高め、さらに独占・寡占価格に守護されて効率性向上へのインセンティブを削いで市場経済の発展の阻害要因となる。市場経済化をうたいながら旧体制の既得権益化が強化されているのである。その姿は、かつて国民政府の支援を受けて巨大化した蒋介石、宋子文、孔祥熙、陳果夫、陳立夫などの血族によって形成された「四大家族官僚資本」を彷彿させるものがある。中国の漸進主義的改革は巨大国有企业による独占化・寡占化をもたらし、これが中国経済の中枢に位置するという「官僚資本主義」経済を帰結し、これを固定化させてしまったといわねばならない。

「抓大放小」と「戦略的再編」によって国有企业から放たれた多くの企業は、民営化された。国有企业を株式会社に転換するには、その株式を上場させ、国家所有比率の持ち分を減少させ、非国家株式の比率を上昇させていくという方式が一般的である。しかし、現在の中国では証券市場が十分には発達しておらず、資本市場も欠如しているために、上場株式価格の設定には恣意的操作の余地がきわめて大きい。マネジメント・バイアウト（MBO）と呼ばれる、所有権獲得を目的とした経営者による自社株購入が広範にみられ、これにより国有资产の大量流出が発生している。市場経済化の試みが、希

少な国有企业資産の流出をもたらすというこの事実の中にも、漸進主義的改革のもう一つの「罠」を見出すことができる。

IV 地方政府の官僚資本化

「官僚資本主義」は、中央政府においてみられるばかりではない。むしろ、地方政府の方にこの表現が一層強く当てはまるように思われる。極言すれば地方政府それ自体が「官僚資本」と化したかの感がある。既述した分税制により、地方政府財政は縮小を余儀なくされた。縮小を補って余りある財源が、所有権の曖昧な土地利用権の売却収入である。農民から土地使用権を安価な補償費で購入し、これを土地開発業者に受け渡して、開発区と称される工場団地に造成し、外資導入に躍起である。不動産価格騰貴と企業法人税、企業による財の売買時に生じる増値税などにより、厖大な収益を地方政府は得ている。これが不動産ブームとなってバブル価格を作り出し、投機筋の法外な収益源となっている。地方政府・開発業者・投機筋などが結託して形成された強固な利益共同体が中国の地方政府だといつても過言ではない。

この過程で組織的な腐敗・汚職が恒常化し、わずかな補償費で土地を手放さざるをえない農民との鋭利な対立が帰結する。地方政府はそれ自体が営利を目的にした企業体のごとき存在となってしまった。すなわち、地方政府が独占・寡占的な官僚資本家と化し、市場経済を阻止しているのである。

中国の改革開放は旧体制の温存を図りつつ、民営企業に代表される新勢力に市場経済の主役の役割を担わせ、この新体制の育成を図って旧体制の「溶解」を求めるという漸進主義的方式

を採用した。しかし、その帰結は、旧体制、とりわけ大型国有企业による強固な独占化・寡占化であり、既得権益の強化であり、また地方政府それ自体の官僚資本化であった。

V 国有商業銀行

国有企业のもうひとつの一大勢力が、国有四大商業銀行である。ここでも漸進主義的改革によってコーポレートガバナンスの改善は遅々としている。国有商業銀行の株式制への移行は道半ばを越えたもの、国有企业と同じくその株式のマジョリティを国家が所有し、また外資系銀行の出資比率も25%未満とされている。

株式制導入の問題より前に、長らくつづいた不良債権処理がなお完全には終息していない。政府は1998年に国有企业の株式市場への上場を求めた。そのために、国有企业の四大商業銀行への依存度は緩和され、さらに同年には長期特別国債を発行してその売却資金を四大商業銀行の不良債権処理に充当した。また金融管理公司を財政部の全額出資により設立し、この公司が四大商業銀行の不良債権を簿価で購入し、購入した不良債権を証券化するなどして不良債権処理に努めた。不良債権処理にひとまず見通しがついたところで、四大商業銀行の株式上場の段となったのである。

しかし四大商業銀行は、国有企业と同じく政府による行政介入を排除できないでいる。このことは全土に分在する四大商業銀行の地方分行においてはなはだしい。株式マジョリティ原則が適用されているために、四大商業銀行の「所有者不在」はなお継続している。監督者も経営者も依然として政府・党官僚、もしくはその強い影響下にある人々から構成されており、コ

ポレートガバナンスの確立にはいまだほど遠い。外資系企業による四大商業銀行の株式取得も開始されているが、その比率は現時点ではまだ微々たるものである。

四大商業銀行が政府・党から自立した存在となり、貸出先企業の収益性に関する正しい評価にもとづく融資行動を取るという、眞の意味での「金融仲介」機能を発揮する段階にいたるには、まだ長い道程がある。金融機関ならびに金融機関とその主管部門の中に巣くう強固な既得権益は、漸進主義的改革の過程でもしろ強化されているかにみえる。

VI 外資依存型発展－国民経済の不在

改革開放の開始時点の中国においては、輸出競争力をもった企業は皆無に等しく、発展のための資器財購入の輸入代金を調達するには、香港、台湾などの在外華人企業を受け入れ、彼らに輸出を委任するという方式しか存在しなかった。広東省、福建省に「特殊政策・弾力措置」を与え、ここから対外開放の実験が開始されたのはそのためであった。両省は、経済計画の立案・施行における自主裁量権を中央から認められ、また両省が中央に上納する財政資金と外貨については、その額を一定期間据え置くという定額請負制度を、他地域に先駆けて導入することを許された。金融政策、賃金・物価政策における両省への権限委譲も大胆であった。この結果、改革開放以降の中国にあって、市場経済化が顕著に進んだのはこの両省であった。

広東、福建の両省は中央の制約から相対的に独立し、自省資源による積極的な投資活動に乗り出した。両省の発揚を促したのが香港と台湾であった。実は、中央が広東、福建に特殊政

策・弾力措置を与えたのは、それぞれ広東には香港の、福建には台湾の経済的ダイナミズムを懐深く導入させようという意図に発する分すなわち中国の対外開放は、これもまた鄧小平氏の実験主義によって開始されたのである。その成功が確認されて、その後、この方式は次第に中国の全域に拡大されていった。

とはいっても、沿海部を中心に世界各国の対中投資が本格的に展開されるようになるのは、1992年の鄧小平氏による「南巡講話」以降のことであった。同年から現在まで海外企業の対中投資は、アジア経済危機後にわずかな減少があったものの、これを除けば一方的な拡大傾向を持続し、2007年には747億ドルの流入となった。この大量の外資系企業進出は、中国の安価な労働力と土地を求めて集中した「加工貿易型」の進出であり、広東省に導入された香港企業が試みてきた進出方式の全国的拡大であった。

加工貿易とは、輸入した部品や素材などの中間財を組立・加工して生産された製品の「再輸出」である。中国の工業製品の圧倒的部分を担っているのが外資系企業であり、そのほとんどが加工貿易を主要な業務としている。輸出構造は次第に高度化しつつあるとはいえ、なおアパレル、繊維、製靴などの労働集約的製品が主力であり、中国が手に入れる付加価値はそれほど大きいものではない。

輸出の輸入コンテンツは当然高い。1ドルの輸出に要する部品・素材などの中間財の輸入は0.5ドル以上であり、この数値は過去5年ほどさしたる変化をみせていない。輸出の担い手が外資系企業であるために、技術ロイヤリティ、利子、配当などの支払いがこれに加わり、「世界の工場」中国の手にする純収入は大きいものではない。

最も深刻な問題は、外資系企業に輸出を担わ

せたために、競争力をもつ民族系企業が育成されてこなかったことである。外資法を改定により、外資系企業に与えてきた「超国民待遇」を廃し、両者の競争条件を同一にする試みはすでにされているが、民族系企業の競争力が直ちに強化されるというわけにはいかない。

中国における個々の企業の付加価値は小さいが、経済の規模が大きく、かつ政府が「重商主義的政策」を採用してきたがために、外貨準備は大きく膨らんだ。外資系企業の対中投資、人民元高期待をもって中国に大量に流入するドルも加わり、中国はすでに世界最大の外貨準備を擁する国となった。図1を参照されたい。

対中貿易においてとりわけ巨大な赤字を計上している国がアメリカであり、両国間の貿易摩擦は厳しい。ついに、中国は人民元の切り上げに2005年7月21日に踏み切った。以来、毎日の銀行間取引の最終レートを、翌日のレート変動

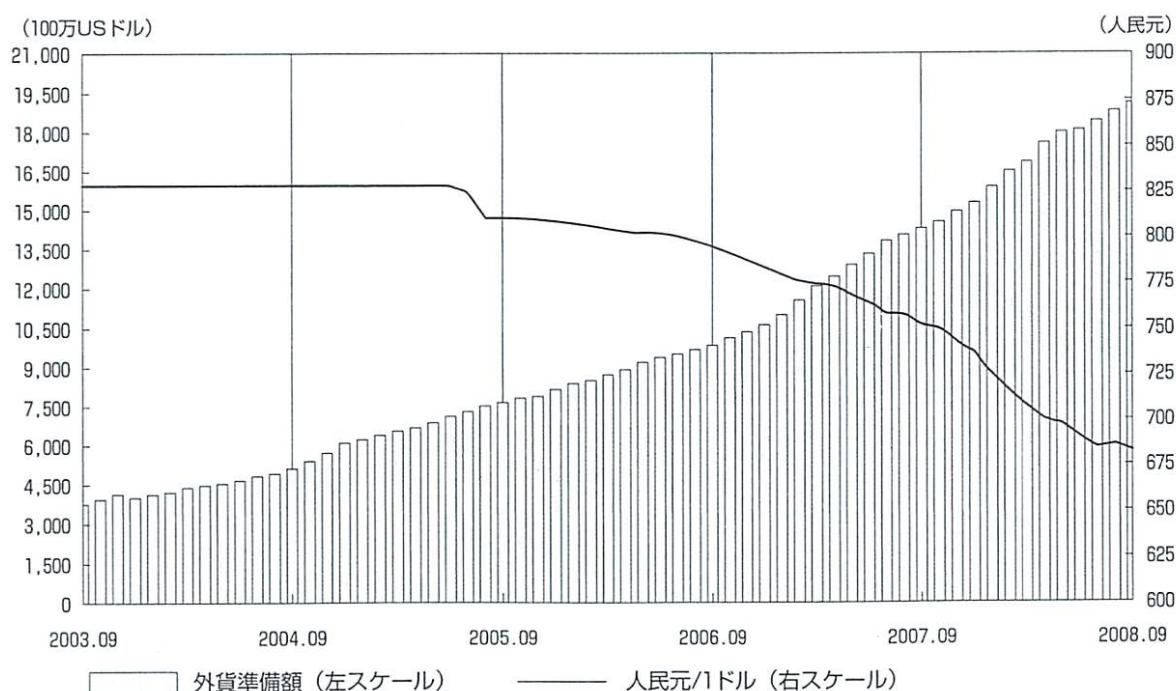
の中間値とし、この中間値の上下0.3%のバンド内での変動が許容されるようになった。切り上げ開始時点の1ドル=8.28元は、2008年10月には1ドル=6.83元となり、この間の切り上げ幅は大きい。これについても図1を参照されたい。

しかし、アメリカに発する世界的金融危機の下で、中国の輸出に陰りが出ている。「無制限的労働供給」(ルイス)の時代も終わりに近づいており、賃金は沿海部都市を中心に上昇を始めた。加えて世界的な石油・資源・エネルギー価格の高騰に直撃され、直近では人民元は切り上げより切り下げが選択され始めた。

上述したように、「抓大放小」と「戦略的再編」により、政府が育成対象としている独占的・寡占的国有企業の利潤率は大きく上昇したものとの、これは輸出によって稼得された利潤ではなく、内需に支えられたものである。

後発国として出発した中国は、先発国企業を

図1 外国為替レートならびに外貨準備額



(資料) 中華人民共和国国家統計局『中国経済景気月報』2008年12月。

受け入れて、生産力と輸出力を高めるより他に方途はなかったのであろう。しかし、かくまで拡大・深化した中国経済の外資依存体質を眺めてみると、中国が眞の意味での「国民国家」を形成するのは何時のことになろうかと慨嘆を禁じえない。かつて「新植民地主義」非難の急先鋒であった当の中国において、「新植民地主義」が花開いてしまったといえば、言い過ぎであろうか。

VII 内需主導型発展は可能か

経済規模の拡大と所得水準の上昇にともなって、「対外経済接触度」(貿易額の対GDP比、海外直接投資の対投資総額比などによって表される)は低下に向かうというのが「クズネツ命題」の1つである。日本も韓国もこのような過程を歩んできた。急速な発展期においては、輸出や海外直接投資に経済発展の牽引車の役割を担わせるという政策はありうる。しかし発展にともない、成長率は減速する一方、内需中心の安定的成長期に入るというのが一般的である。

中国が内需中心の発展軌道を見出すことは可能であろうか。可能であるにしても、かなりの時間を要するに違いない。人口の圧倒的部分を占める農村人口の所得上昇のための政策が採用されてこなかったことが、その要因である。

都市農村間、都市内部、農村内部の所得格差についての研究は近年きわだって多く、それらによって中国の所得分配不平等化の傾向は明らかにされているので、ここでは家計貯蓄に注目して簡略な記述にとどめよう。2007年の中国の家計標本調査によれば、農家においては最下位20%所得階層の家計貯蓄はマイナスであり、最下位40%所得階層でようやくわずかなプラスと

なる。おそらく、最下位30%ほどの所得階層の農家家計貯蓄はマイナスであろう。都市家計においても最下位20%所得階層の家計貯蓄はマイナスである。

家計貯蓄がマイナスだということは、みずから経済的地位を向上させる手段をもたないことと同義である。その意味で「貧困者の貧困化」が「構造化」されているといつていい。都市家計については最下位20%所得階層はもとより、最下位40%所得階層の所得の絶対水準には2001年から2006年までの6年間ほとんどみるべき上昇がない。農村については資料が得られないが、最下位所得階層の所得の絶対水準は、おそらく都市以上の惨状を呈しているものと想像される。

高成長の過程で、高級公務員、民営企業経営者、「戦略的再編」後の国有企業従業員、外資系企業従業員、知識人階層等々の中間層が拡大していることは確かである。しかしそれよりもはるかに速い速度で「弱勢群体」が増加している。弱勢群体の中でもとりわけ注目されるのが、貧困農村から押し出された「民工」である。

民工については数量の把握はこれまで不可能であったが、2005年4月に国務院研究室課題組が『中国民工調査報告書』を刊行して、われわれはその実体を克明に知ることができるようになった。同報告書は、2004年の全国の民工総数が1億1,800万人、都市就業者の46%に相当すること、建設業、加工製造業、サービス業の就業者のそれぞれ80%、68%、50%を民工が占めることを明らかにした。さらに民工の47%に雇用契約がなく、48%が賃金の遅配・欠配を経験しているという。

遅配は、雇用者が意図的に支払いを遅らせ、民工をより長期にわたり劣悪な労働に従事させることを理由にしているともされる。家族を帶

同した民工は、都市での公的な教育機関への子弟の入学を許されず、疾病時にはわずかな貯蓄を取り崩さなければならぬ。都市労働市場に明瞭な「断層」が形成されている。民工総数が1億1,800万人だというのは過小評価であり、時に1億5,000万人から2億人を推定する研究者もいる。

大量の民工の存在は、農村貧困の都市部における顕在化である。中国の核家族化は農村においても顕著であり、宗族と呼ばれる、父系性血族集団を中心とした相互扶助的な共同体が、危機に瀕している。失業保険、医療保険、年金などの社会的セイフティネットは都市住民を対象とし、農民はその境外にある。「乱収費」と称される恣意的な徴税が、中央政府の禁止令にもかかわらずなお広範にみられる。「開発区」といわれる工場団地造成のため、わずかな補償費で土地を手放さざるをえない「失地農民」が増加している。

上述した都市中間層は、官僚資本主義による発展、ならびに外資依存型経済の発展の受益者に他ならず、農村や都市の最下層を広範に形成する「弱勢群体」とは対立的な存在である。台湾や韓国においては、拡大した中産層が旧政治体制(アンシャンレジーム)と折り合いをつけながら政治的民主化を実現したのであるが、こうしたシナリオは中国には当てはまりそうにない。

中国の成長率が仮に7%を下回り、これが複数年つづくといった事態が発生すれば、7,730万人と公称される共産党員と、共産党主導による市場経済化の受益者たる都市中産層との間に強い「同盟」関係が形成され、都市ならびに農村の貧困層との「階級対立」が先鋭化する危険性がある。内需主導型経済の構築は容易ではない。所得分配の不平等化が深刻なものとなりつつある中で、消費需要の高い伸びは期待薄である。

VIII 投資主導型経済はつづくか

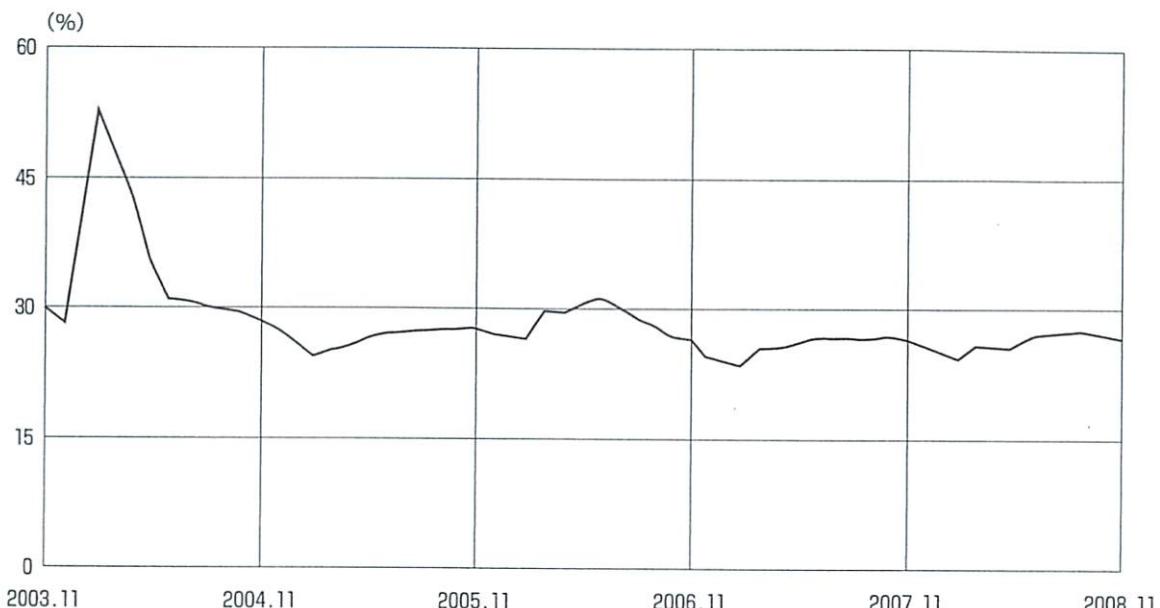
現在の中国の超高成長と経済過熱を招いているのは、固定資産投資の持続的増加である。過熱の危機が叫ばれたのは2003年であった。同年の固定資産投資増加率は31.5%に達し、鉄鋼、アルミ、セメント、不動産などでは実に100%超であった。

公定歩合や銀行準備率の相次ぐ引き上げも功を奏さず、銀行融資枠設定、建設プロジェクト見直し、土地管理強化、関係者処罰などの直接介入に打って出たものの、2004年の固定資産投資増加率は27.6%とわずかな減少にとどまった。2005年24.5%、2006年24.5%、2007年25.8%、2008年（1～11月）26.8%と、なお高い増加率がつづいている。図2を参照されたい。

なぜ中央政府のコントロールが機能しないのかといえば、地方政府自体が1つの強固な官僚資本と化しており、中央の指令に聞く耳をもっていないからである。不動産投資や外資系企業の誘致、さらに地方政府傘下の国有企業に同じく地方政府傘下の商業銀行に融資を強要して、「野放図」な投資拡大に走っているのである。固定資産投資総額のうち中央政府のコントロールが可能な部分は1割に満たず、9割強が地方政府傘下の建設プロジェクトである。1割を制御できても、9割が野放図であれば投資の抑制は叶わない。

このように高い投資増加率が、今後も持続可能とは思われない。投資率を実質経済成長率で除した値が資本係数であり、成長率1%の上昇に何%の投資増加率が必要であるかを示す指標である。関志雄氏の計測によれば、日本（1961～1970年）、韓国（1981～1990年）、台湾（1981～1990年）の3国の高成長期の資本係数は、そ

図2 固定資産投資増加率（前年同期比）



(資料) 図1と同じ。

れぞれ3.2、3.2、2.7であったが、中国（2001～2007年）のそれは4.0である（関志雄・朱建榮編『中国は先進国か』勁草書房、2008年）。投資過熱の帰結である。累積した投資はやがて生産力化して最終財の大量供給につながる。この時点での内需不足は明らかであり、デフレの到来は不可避である。輸出ドライブがその分だけ強力になるものの、低迷の度を増している世界経済にこれを吸収する力はないというべきであろう。

所得分配の平等化、農村部開発、都市貧困住民の雇用確保を通じて内需を喚起する必死の努力がなされない以上、投資の反動不況の到来は不可避であろう。上海万博を終えた辺りで、中国経済が一挙に崩落しないと誰が保証できようか。

IX 老化現象の兆候

中国経済を衰退させる一大要因が、少子高齢化である。漸進主義的改革により既得権益階層を固定化させ、外資依存経済の下で着実な経営実績をもつ民族企業の育成が図られず、他方で、厖大な投資の生産力化を目前に控えて中国経済の舵をいかにとるのか。第2期胡錦濤政権はまさに正念場を迎えている。中国経済が順調な拡大軌道を見出すまでの時間は、それほど豊富に残されているわけではないのである。

その端的な事象が少子高齢化である。1人の女性が生涯を通じて生む子供の数が「合計特殊出生率」である。この比率2.1は「置き換え水準」といわれ、これを保って1国の人口数は長期的に静止状態となる。日本の2000～2005年の合計特殊出生率は1.33であるが、中国も置き換え水準を下回って1.39である。人口抑制政策は緩和されつつあるものの、少子化問題が解決さ

れるのは期待薄である。中国の専門家によれば合計特殊出生率は1.85前後で収束するという。実際、世界銀行の中位（標準）推計も、同比率を1.85として計測されている。

人口総数に占める65歳人口の比率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と称される。高齢人口比率が2倍になるのに要する「倍化年数」は、日本では1970年から1994年までの24年間であった。国連人口推計の中位推計を用いて試算すると、中国では2001年に始まって25年後に高齢化社会に入る。

少子化は、もちろん生産年齢（15～65歳）人口の減少をもたらす。生産年齢人口は同時に貯蓄に励む人口であるがゆえに、彼らの減少は国内貯蓄の減少をもたらさずにはおかしい。また高齢化は、年金負担や医療費の増大によって財政・家計の逼迫を招き、少子高齢化はいずれにせよ、1国の成長潜在力を削ぐよう作用する。

さらに緊急性が高いのが、高齢化への対処である。中国が高齢社会を迎える2020年代の中頃には、高齢者の総数は2億3,000万人に達すると推計される。加えて、この時点では75歳以上の「後期高齢者」の比率も6.5%、数にして9,000万人となるであろう（拓殖大学・中国社会科学院との共同研究による試算）。

高齢者の学歴は若年者に比べて低く、農村に居住する者の比率が高い。大量のこの「社会的弱者」をいかにして救済するのか。年金保険への加入者は、都市住民46.3%、「民工」15.1%、農村11.0%に過ぎない。医療保険、失業保険についても傾向は変わらない。既述したように、中国の農村家計のおおよそ最下位30%所得階層、都市家計の最下位20%所得階層の家計貯蓄はマイナスであった。彼らが年金制度に加入することは不可能である。

社会保障関連の財政支出の増加率は、財政支

出総額の増加率を大きく凌いでおり、現行の年金制度の破綻は目に見えている。給付水準の引き上げによって未加入者が増加していく危険性も少なくない。中国経済の潜在力に対する高い評価が一般的であるが、加速する少子高齢化の社会的負担一つを取り上げてみても、そういう評価には容易に与^{くみ}することはできない。

X 帝国維持のコストに耐えられるか

現在の中国経済の錯綜した矛盾についての論述は以上である。最後に、これとはまったく別に、北京五輪直前のチベット暴動や新疆ウイグル自治区カシュガルでの騒擾からみえてきた中国の長期的な衰退シナリオについて、1つの文明論的仮説を披瀝しておきたい。

要するに、中国はみずから的力量の及ぶ以上の版図を築き、さらにこれを拡大しようと躍起なのだが、その志向性自体が無理に無理を重ねたものであり、この無理難題に挑んで、結局、中国は衰退に向かわざるをえないのではないか、という見方である。

中華人民共和国は、史上最大の版図を構築した大清帝国のそれを継承して、チベット、新疆、モンゴルといった異民族の住む地域を抱え込み、いまま台湾を併合しようとしている。本来であれば内部の成熟に向けてしかるべきエネルギーが、異質社会を同質化するために用いられ、その消耗戦にいざれ中国は疲れ果ててしまうのではないか。

清王朝は明王朝を襲って形成された。明国の版図は、チベット高原の東端から万里の長城の南側の漢族中心の社会であった。明國は面積で測ればおそらく清国の3分の1ほどではなかつたか。清國が統治下においていたチベット族の居住

地域は、現在のチベット自治区はもとより青海省、四川省、甘肃省、雲南省にも広がっており、要するにチベット高原の全体である。新疆と内モンゴルを含めれば、その面積は、清国の、したがって中華人民共和国の半分以上となろう。宗教、言語、人種、風俗、習慣のいずれからみても、漢族のそれとは異質のこれら地域を「中華」として一括りにして同質化しようとすれば、その「帝国維持の費用」はいかにも大きいに違いない。

台湾は17世紀後半期より、対岸の福建省や廣東省から移住してきた人々が原住民族と織りなし、日本統治時代と国民党統治時代を経て、現在では大陸とは異質の成熟国家として存在する。この台湾を同質化しようとするならば、中国の国力は一段と拡大すると人は考えがちだが、この確固たる成熟国家・台湾を同質化するためのコストは途方もなく大きいものとなろう。

五輪開幕式直前の8月1日、胡錦濤国家主席は、「中国が直面している矛盾とその規模、複雑性は世界に類例のないものだ」といった趣旨のことを述べたが、中国の抱える上述した問題を念頭においての発言であったように、私には思えてならない。

(わたなべ としお)